

保護者のみなさま

令和8年2月2日

おおさかしりつ かたえしょうがこう
大阪市立片江小学校
こうちょう なかたに かすひろ
校長 中谷 和博

令和8年度の食物アレルギー対応について

食物アレルギーは児童の健康に関わります。本市では安心・安全な学校給食に向か、
食物アレルギー対応は児童生徒の正確な情報をもとに、全市統一して対応しています。

各校で独自に判断するものではありません。

各校によって対応が異なるものではありません。
アレルギー対応は「食べる・食べない」の二者択一を原則とします。具体的には次のようにになります。ご注意ください。

【学校給食の対応】

1. アレルゲンを含む場合は、献立に関係なく食べることができません。

- ・乳アレルギーの場合 … 牛乳、パン、シチュー、ドリアは食べません。
[理由] 食品の一部に脱脂粉乳等、乳成分が含まれています。

※ 医師から、「アレルギーではなく『乳糖不耐症』である」と言われた場合には、別の対応となりますので、お知らせください。

2. 量の調整はできません

- ・「牛乳を半分だけ飲む」「〇〇を一口だけ食べる」といったことはできません。

3. 自己除去(自分で取り除くこと)をして食べることはできません。

[理由] アレルゲンを取り除いても、崩れたものやエキス等が残っています。

4. 医師から「少しだら食べてもいい」、「喫食の練習をしましょう」と言われたり、家庭では少量食べていたりする場合でも、学校では完全除去対応とし、食べることはできません。

- ・医師の指示のもと完全に解除になり、運動状況や体調によらず発症がないと確認できれば食べることができます。(追記したアレルギー申請書の提出が必要)

給食には出ません: 生卵・半熟卵、ワンタンの皮、麩、デミグラスソース、りんごジャム・りんごピューレ・りんご酢、ほたて貝柱、たこ、すいか、メロン、さくらんぼ、バナナ、ミニトマト、アーモンド、落花生

【食物アレルギーの申請について】… いかしょいていしゅつひつよう 以下の書類の提出が必要です。

※	書類名	内容	備考
	がっこうせいのかんりしどうひょう 学校生活管理指導表	アレルギー疾患に関する情報 (主治医が作成する)	まいねんていしゅつ 毎年提出
	しょくもつ ちょうさひょう 食物アレルギー調査表	じどう きほんじょうほう きんきゅう じたいおうとう 児童の基本情報、緊急時対応等	しょかいしんせい じきゆう 初回申請時に記入 しんきゅう じないよう かくにん 進級時は内容を確認
	しょくもつ しんせいしょ 食物アレルギー申請書	た しょくひん しょくさい 食べられない食品の詳細、 きゅうしょく きぼう たいおうとう 給食で希望する対応等	まいねんていしゅつ 每年提出

給食には出ない食品についても、アレルギーの申請が必要になります。ご理解いただきますようお願いいたします。

【食物アレルギーの対応決定について】

「学校生活管理指導表」、「申請書」「調査表」をもとに、校内で食物アレルギー個別対応検討会議を開催し、対応内容を決定します。

ただし、安全を第一に対応を決定しますので、学校生活管理指導表や申請書等に記載されているとおりの対応ができないことがあります。あらかじめご了承ください。

【給食提供ができない場合について】

次のいずれかに当てはまる場合は、安全確保が困難ですので、給食は提供できません。「牛乳、主食、副食」をすべて停止し完全弁当対応となります。

①給食で使用するアレルギー関係書類3種「食物アレルギー献立表」「アレルゲン一覧表」「加工食品の原材料表」では喫食の判断ができない

②医師が記入する学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の「E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」に〇が付く

③加工食品の原材料に注意喚起表示(製造ライン、えび・かにが混ざる漁獲方法等)があるものについて医師からの除去指示がある

[注意喚起例]

・同一工場、製造ライン使用によるもの

・原材料の採取方法によるもの

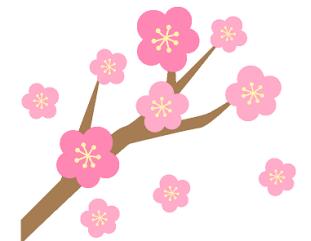
・えび、かにを捕食していることによるもの

④食器や調理用具の共用ができない

⑤揚げ油の共用ができない

⑥アレルゲンが不明瞭な場合(「あくの強い食べ物」等)

⑦その他安全な給食提供が困難と考えられる状況



今後も引き続き、安心・安全な給食の実施に努めてまいりますので、
ご理解いただきますようお願い申しあげます。

